

令和7年度発達障害児(者)支援事業の実施状況

- 1 発達障害者支援センター事業
- 2 発達障害者支援体制整備推進事業
- 3 ペアレントメンター養成・派遣事業
- 4 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業
- 5 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業
- 6 地域障害児支援体制強化事業
- 7 「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」

発達障害者支援センター事業

令和7年度取組内容

令和5年1月から、センター機能の拡充を目的にこどもトスカとおとなトスカの2拠点で実施

(1) 本人・家族への相談支援(発達支援・就労支援)

令和5年度 こどもトスカ 504人 延べ 504件
おとなトスカ 2,403人 延べ 2,510件 計 2,907人 延べ 3,014件

令和6年度 こどもトスカ 583人 延べ 620件
おとなトスカ 2,271人 延べ 2,295件 計 2,854人 延べ 2,915件

(2) 関係機関等に対する普及啓発・研修等(講師派遣含む。)

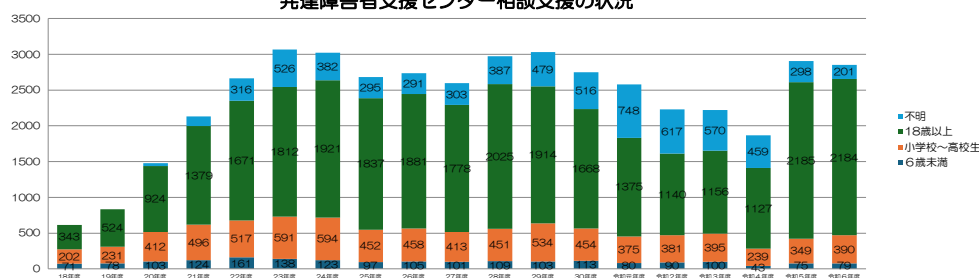
令和5年度 こどもトスカ 16件 おとなトスカ 45件 計 61件
令和6年度 こどもトスカ 30件 おとなトスカ 37件 計 67件

(3) 地域支援マネジャーによる地域支援体制の整備支援、困難事例支援、就労機関への支援

(4) 多摩地域出張相談

令和6年5月より両トスカによる多摩地域出張相談を開始
令和6年度相談実績 こどもトスカ 5件 おとなトスカ 11件 計 16件

発達障害者支援センター相談支援の状況



発達障害者支援体制整備推進事業

令和7年度取組内容

(1) 発達障害者支援地域協議会

第1回：令和7年11月19日（水曜日）開催
 第2回：令和8年2月16日（月曜日）開催

(2) 区市町村向けシンポジウム（令和6年度実績）

テーマ：「発達検査（早期発見・支援）」
 開催日時：令和7年3月7日（金曜日）から令和7年3月31日（月曜日）
 開催方法：動画配信によるオンデマンド形式

【第一部】基調講演

鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授 小倉 正義 氏
 「発達検査 ～子どもの発達支援につなげるために～」

頭合わせる

【第二部】各自治体での事業実施事例紹介

ア 足立区での事業実施事例紹介

足立区教育委員会事務局教育指導部こども支援センターげんき支援管理課
 発達支援係 古島 時夫 氏
 「足立区こども支援センターげんきにおける発達支援事業-発達検査の活用-」

イ 江戸川区での事業実施事例紹介

江戸川区健康部健康サービス課葛西健康サポートセンター 星合 裕美 氏
 「江戸川区での1歳6か月健診等についての取り組み」

(3) 専門人材育成

ア 相談支援知識力向上研修 年5回実施
 イ 相談支援スキルアップ研修 年9回実施（その他体験研修を実施）
 ウ 医療従事者向け講習会 年6回実施
 エ 成人期発達障害者支援力向上研修 年4回実施

(4) 区市町村への困難事例についてのスーパーバイズ

東京都発達障害者支援センターに医師・弁護士等を配置し、地域から寄せられる困難事例に対して専門的知見からスーパーバイズを実施

専門的人材育成実施報告(概略)

● 発達障害者相談支援研修

区市町村における発達障害児(者)の支援体制整備を推進するため、区市町村の相談支援員やサービス提供事業者に対して、発達障害児(者)支援に必要な体系的・実践的な技術の習得に係る研修を実施

- (1) 相談支援知識力向上研修
- (2) 相談支援スキルアップ研修

● 医療機関等向け講習会

発達障害に対応可能な医療機関の確保を図り、発達障害児(者)への支援を担う人材を育成するため、医療機関や保健センター等の医療従事者に対して、発達障害児(者)への対応に係る講習会を実施

● 成人期発達障害者支援力向上研修

成人期の困難事例への地域の支援力を強化するため、区市町村並びに支援機関において相談支援業務等の中核を担う職員に対して、医師・弁護士等の専門家による専門的人材育成研修を実施

相談支援知識力向上研修

【第1回】令和7年10月11日(土)
 ○発達障害の特性
 ○自閉症の人の支援

【第2回】令和7年10月25日(土)
 ○構造化
 ○ASDのコミュニケーション支援

【第3回】令和7年11月8日(土)
 ○発達障害・自閉スペクトラム症の支援
 ○発達障害の相談支援
 ○アセスメントツールの導入

【第4回】令和7年12月6日(土)
 ○それぞれの専門性を高める

【第5回】令和8年1月10日(土)
 ○大人の発達障害
 ○発達障害のある大学生
 ○成人期ケアにおける発達障害専門プログラム

相談支援スキルアップ研修

【相談研修Ⅰ】令和7年7月4日(金)
 ○思春期の発達障害～理解と支援～

【相談研修Ⅱ】令和7年9月13日(土)
 ○乳幼児期の発達障害～理解と支援～

【相談研修Ⅲ】令和7年10月3日(金)
 ○保育所における発達に課題のある子どもへの支援

【相談研修Ⅳ】令和7年11月8日(土)
 ○発達障害のある子どもの家族への支援

【相談研修Ⅴ】令和8年1月14日(水)
 ○強度行動障害における昨今の課題

【相談研修Ⅵ】令和8年2月28日(土)
 ○青年期の発達障害～教育から社会へ～

【実技研修Ⅰ】令和7年7月26日(土)
 ○発達障害のある人へのSST

【実技研修Ⅱ】令和7年8月7日(木)
 ○発達障害のある人へのアセスメント技術を高める

【実践発表】令和8年1月24日(土)
 【体験研修①②】令和7年10月～12月

医療従事者向け講習会

【第1回】令和7年9月7日(日)
 ○発達障害と地域連携
 ○発達障害と強度行動障害

【第2回】令和7年9月21日(日)
 ○発達障害とアイデンティティ
 ○発達障害と心理検査

【第3回】令和7年10月19日(日)
 ○成人発達障害と医療
 ○発達障害と行政

【第4回】令和7年11月16日(日)
 ○発達障害と生物学的背景
 ○発達障害と教育

【第5回】令和7年12月14日(日)
 ○発達障害と気分障害
 ○発達障害と司法

【第6回】令和8年1月18日(日)
 ○発達障害と学習障害
 ○発達障害と当事者

成人期発達障害者支援力向上研修

【研修Ⅰ】 【研修Ⅱ】
 令和7年7月9日(水)
 ○基調講演
 「診察室から見える発達障害者のこまりごと」

○パネルディスカッション
 「当事者を支える地域支援者に向けた専門家からのメッセージ」

【研修Ⅲ】
 ○困難事例検討会
 (グループディスカッション)
 令和7年9月10日(木)
 2,3区
 令和7年10月22日(水)
 2,3区
 令和7年11月26日(水)
 多摩地区

区市町村への困難事例についてのスーパーバイズ

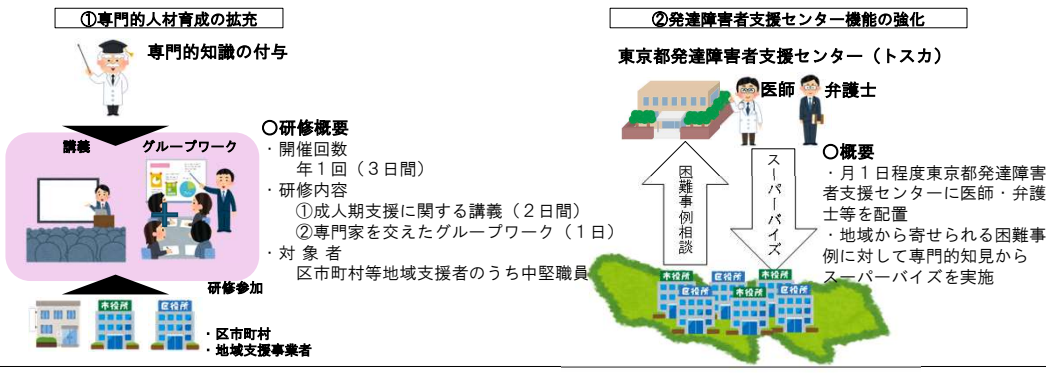
事業スキーム

<概要>

成人期の発達障害者やその家族に対する地域における支援力の向上を図るため、以下の取組を実施

事項	内容
発達障害者支援センター機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センターと医師や弁護士等が連携し、区市町村等から寄せられる困難事例について専門の見地から支援を実施（東京都発達障害者支援センター（トスカ）へ専門家を配置して実施）

事業イメージ



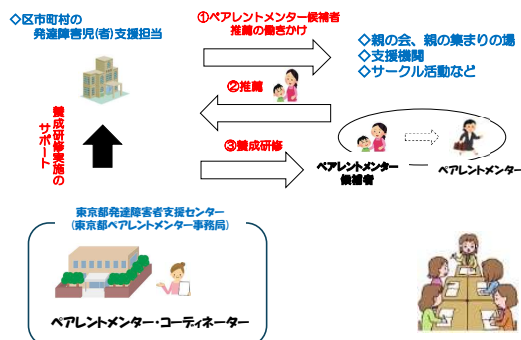
ペアレントメンター養成・派遣事業

事業概要

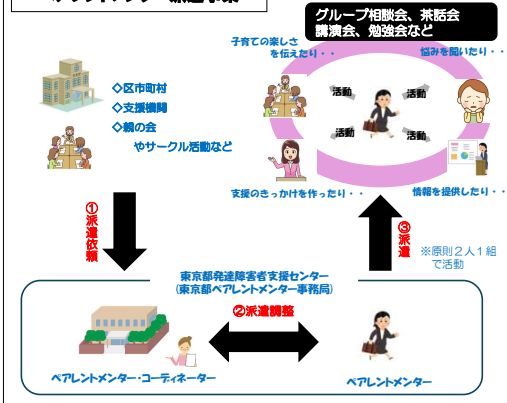
- 改正発達障害者支援法において、発達障害者の家族への情報提供や家族が互いに支え合うための活動の支援が新たに追加された。
- 都は、発達障害児（者）支援の充実を図るため、発達障害児（者）や家族が地域で安心して生活ができるよう、子育て等に悩む親に対し、発達障害児（者）の養育経験がある同じ立場の親が、相談にのったり情報提供を行うなどの活動の中で、悩みや不安を抱える親たちの助けとなったり適切な機関へつなぐ「同じ立場の親による親支援」を行うペアレントメンターを養成するとともに、地域における家族支援体制の整備を図ることを目的に、ペアレントメンター養成・派遣事業を実施している。
- 東京都発達障害者支援センターに「東京都ペアレントメンター事務局」を設置し、ペアレントメンターの活動を通じて、発達障害児（者）を抱える家族のニーズを的確に把握し、支援手法のノウハウを蓄積する。あわせて、地域における家族支援体制整備の充実に向け、本事業の普及を図るとともに、必要な支援及び助言を行っていく。

区市町村養成研修サポート

地域における家族支援体制を構築するには、区市町村においてメンターの養成が求められる。令和5年度から、都主体の養成研修は実施せず、区市町村の養成研修の実施をサポートする。

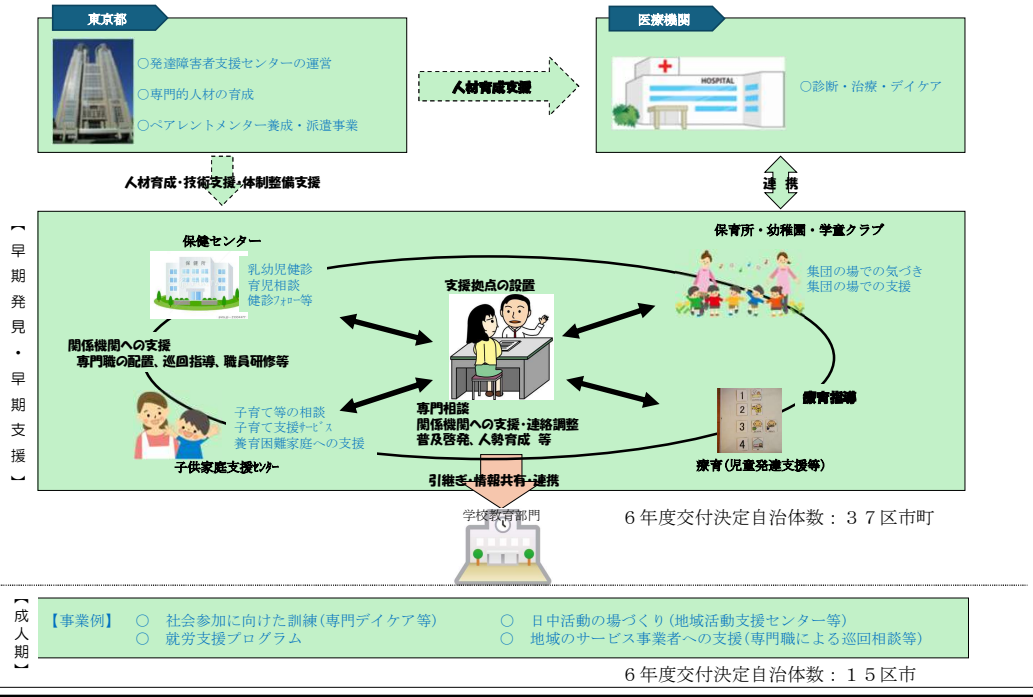


ペアレントメンター派遣事業



区市町村発達障害者支援体制整備推進事業

令和7年度取組内容



発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

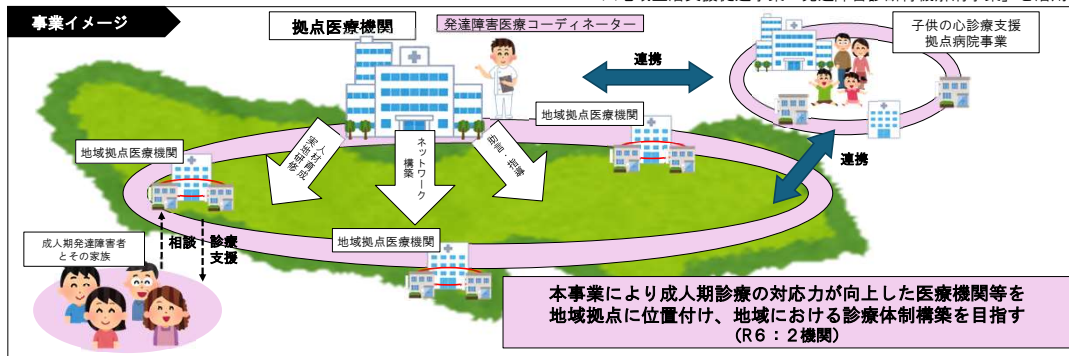
令和7年度取組内容

<概要>

成人期の発達障害者支援について高度な専門性を有する医療機関を中核的な拠点医療機関として選定し、以下の①から④の取組を実施

事項	内容
①人材育成・実地研修	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点医療機関において、地域の医療機関の医療従事者を受け入れ、専門的技術に関する研修や、診療等への陪席を実施 ・地域の医療機関へ拠点医療機関の医師等が出向き、診療等に対する助言等支援を実施
②情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の発達障害の診療等を行う医療機関に関する情報を収集 ・受診希望の当事者やその家族に対して地域の診療可能な医療機関に関する情報提供の他、区市町村や障害福祉サービス事業所に対し地域の医療機関を紹介
③ネットワーク構築・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点医療機関が中心となり地域の発達障害の診療を行う医療機関同士の会議体を構成し、定期的な意見交換等を実施
④発達障害医療コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①から③までを実施するため、拠点医療機関に発達障害医療コーディネーターを配置

※地域生活支援促進事業「発達障害診断待機解消事業」を活用



地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）

事業創設の経緯

子ども家庭庁の設置により、こども施策に関する総合調整権限が子ども家庭庁に一元化され、児童発達支援センター機能強化事業と地域生活支援事業（市町村事業）の任意事業である巡回支援専門員整備事業を統合し、地域障害児支援体制強化事業として、地域において児童発達支援センターの機能の強化と、巡回支援等を行う事業となった。

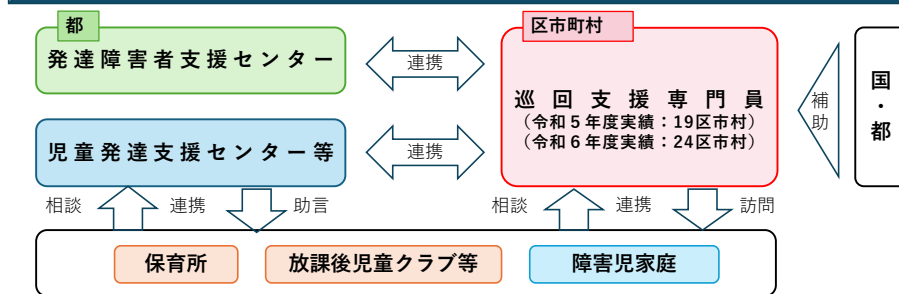
事業内容

発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所や放課後児童クラブ等のこどもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

支援に当たっては、担当する地域の発達障害をはじめとする障害児の支援体制を踏まえて、関係機関との連携に基づいて行うこととし、困難な事例に対応する場合は、地域の児童発達支援センター等や都道府県・政令市の発達障害者支援センターに助言を求めながら支援を行う。

○ 実施内容 ⇒ 巡回等の活動計画の作成、巡回等支援、戸別訪問等、関係機関との連携、地域の体制整備への関与、専門性の確保

地域全体の障害児支援体制の強化、インクルージョンの推進



「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」

令和7年度取組内容

- 国連の定めた「世界自閉症啓発デー」（毎年4月2日）と厚生労働省が定めた「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）に合わせ、都庁第一本庁舎や東京ゲートブリッジ等をブルーにライトアップ

都庁第一本庁舎（4月2日～8日）

東京ゲートブリッジ（4月2日）



※ ライトアップに使う青色は、癒やしや希望などを表す。